療養休暇について

１　療養休暇とは

・職員が負傷または疾病のために療養する必要がある場合に与えられる休暇です。

・「負傷または疾病」とは、精神的・肉体的に不健康な状態に陥っている場合をいいます。

・入院治療はもちろん自宅における療養も含みます。

・かぜによる発熱、頭痛、腹痛なども含みますが、週休日を除き引き続き6日以上にわたり療養休暇を取得する場合は、診断書等何らかの医師の証明等が必要です。

・医師などによる治療行為の有無は、絶対条件ではありません。

・職員の請求に基づいて、事前の年次休暇の取得の有無とは関係なく与えられます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事 由 | 日数及び期間 | 単位 | 提出書類 | 給与 |
| ① 公務上の傷病、通勤による傷病のため療養を要する場合 | 療養に要する必要最小限度の期間 | １日（通院のため必要がある場合は１時間) | 週休日を除き引き続き６日以上にわたる場合及び時間単位の場合は医師の診断書 | 有 |
| ② 愛知県公立学校教職員健康管理要領の規定により勤務時間の短縮措置が講じられた場合 | ３月を超えない範囲内においてその療養に必要がある期間（学校長の判断により３か月の範囲内で延長可） | １時間 | なし | 有 |
| ③ ①および②以外の場合（特定療養休暇） | 連続して９０日を超えない範囲内 | １日（通院のため必要がある場合は１時間） | 週休日を除き引き続き６日以上にわたる場合及び時間単位の場合は医師の診断書 | 有 |

２　期間、提出書類の留意事項

・週休日や休日の前後にわたるときは、週休日や休日を療養休暇の期間に含めて計算します。

・通院など時間単位で療養休暇を取得する場合、最初に医師の診断書を提出します。

・週休日を除き連続して５日以内の療養休暇の取得する場合でも診察券、薬袋などで確認し、療養休暇の必要性を判断することが望ましいです。

* 療養休暇が１月以上にわたる場合は、休暇期間１月ごとに医師の証明書を提出します。

(たとえ「３ケ月の療養を要する」という診断書が当初に取れていても)

３　その他の留意事項

・「特定療養休暇」には短期間の療養休暇を断続的に繰り返して取得することを防止するために、クーリング期間（療養休暇通算判定期間）が設けられています。

・クーリング期間とは連続して８日以上の期間の特定療養休暇を与えられた場合、その休暇の末日の翌日から実勤務日数が２０日に達するまでの間に、再び特定療養休暇を与えられた時には前後の特定療養休暇の期間は連続しているとみなします。この考えから連続して９０日を超えないという判断をします。

・引き続き１月以上の療養休暇を受けた後に、職務に復帰する場合には「治癒または勤務につくことは支障ない」旨の医師の証明書を提出します。